

郡山市放課後児童クラブ 令和 8 年度途中入所申請手続きのご案内

申込期間

1次×切:利用開始したい月の前月 10 日、2次×切:利用開始したい月の前月 15 日
最終期限:利用開始したい月の前月 20 日

※入所前にクラブで面談・説明を受けていただくため、最終期限前の手続きにご協力ください。

・4年生以上の入所学年に制限を設けている児童クラブもあります。

詳細は郡山市ウェブサイトをご確認ください。



申請方法

オンライン申請 ◆スマートフォンひとつで、いつでも申請可能



入所要件

- ① 児童
- ・小学生で集団生活ができること
 - ・通学区内に保護者等と同居していること (特認校・隣接校・年度途中転居などで学区外を認められている場合を除く。)
 - ※預け先を理由として、学区外通学を認められた方は、入所できません。
- ② 保護者等
- ・下記のいずれかの要件に該当すること

要件		入所承認期間
就労	週3日以上就労し、15 時以降まで勤務していること	就労期間
疾病・障がい	保護者が疾病、障がい等により児童の監護ができないこと	児童の監護ができない期間
看護・介護	同居の親族を常時看護・介護していること	児童の監護ができない期間
就学	就学や職業訓練等のため、児童の監護ができないこと	就学、訓練等期間
出産	母親が出産前後で、児童の監護ができないこと	出産予定日の6週間前～ 出産後8週間まで

入所要件の注意事項

- ・求職中の申込みはできません。就職先が決まり次第、入所申請してください。
- ・育児休業中はご利用できません。職場復帰時に入所申請をしてください。
- ・特定期間のみの一時的利用、長期休業期間中のみの利用はできません。
- ・保護者等の入所要件がなくなった場合(退職した、出産後8週間を経過したなど)は月末で退所となります。

保護者とは



児童と同居している「**父母、65歳未満の祖父母**」です。

※R8.4月～R9.3月に65歳になる祖父母は除きます。

※世帯分離をしても同一敷地に居住している場合は「同居」扱いです。

*上記以外の者が児童を監護している場合は、現に監護している者が保護者等となります。

♪ 申請に必要な書類

1 オンライン申請の添付書類

(1) 児童の監護ができないことを証明する書類(別表参照)

誰のものが
必要?

保護者等：児童と同居している父母、65歳未満の祖父母

*上記以外の者が児童を現に監護している場合は、現に監護している者の必要書類を提出してください。

保護者等の状況	必要な書類
就労(自営業、農業含む)	勤務証明書【所定の様式】※(郡山市職員は「勤務申告書」)
病気・障がい	医師の診断書、障害者手帳など健康状態を確認できる書類の写し
同居親族の看護・介護	看護・介護を受ける人の介護保険被保険者証、医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳などの写し
就学	在学証明書及び授業のカリキュラムの写し(就学期間・時間が確認できる書類)
出産	母子手帳の写し(保護者氏名・出産予定日が分かるページ)

- ※
- ・勤務証明書は、勤務先が証明したものを提出してください。
 - ・就労予定等により勤務先での証明がもらえない場合などは、内定通知・雇用契約書等(勤務日、勤務時間等が確認できるもの)の写し、又は勤務先が確認できる書類(求人案内等)を添えて勤務日・時間等を記載していただく申立書を添付して申請してください。ただし、並行して勤務先で就労証明書を作成してもらい、入所した月の20日までにクラブへ提出してください。
 - ・入所申請後に転職等の状況の変更があった場合は、変更後の勤務証明書を提出してください。

(2) 学区外通学の場合、通学区域外就学許可証等の写し ★学区外通学の対象者のみ

2 入所の決定について

申請した保護者あてに順次結果を郵送します。

・結果通知は、指定管理者「株式会社 明日葉」からご自宅へ郵送します。

♪ 放課後児童クラブについて

1 放課後児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の時間帯において児童に適切な遊びや生活の場を提供して、子どもたちが遊びなどを通じて自主性、社会性や創造性を培い、基本的な生活習慣が身に付く支援を行うことで、児童の健全育成を図る施設のことです。

2 開所時間・開所しない日

開所日	開所時間	延長利用時間
授業のある平日	放課後～18時30分	18時30分～19時30分
長期休業期間の平日	7時30分～18時30分	
振替休校日		
土曜日		*土曜日の延長利用は実施無

- ・必ず開所時間内に保護者・同居家族(18歳以上)もしくは代理人が児童を送迎してください。
- ・代理人が児童を送迎する場合は、代理人引受届の提出が必要です。

注

入所期間は最大で年度単位です。
翌年度以降も放課後児童クラブの利用を希望する場合は、改めて申込みが必要です。

3 入所期間

入所決定日から翌年3月31日まで

4 使用料(利用料金)

区分	利用料金	延長利用料金	備考
一般	月額 4,800 円	1回 200 円	おやつ代
夏休み期間中のみ利用	4,800 円	1回 200 円	月額 1,800 円
きょうだい同時入所の2人目以降	月額 2,400 円	1回 100 円	(アレルギー対応による)
免 就学援助・児童扶養手当の支給世帯	月額 2,400 円	1回 100 円	おやつ持参者を除く)
除 生活保護世帯	月額 0 円	1回 0 円	保険料 年 500 円

※夏休み期間中のみ利用(以下、「夏季利用」とは、7月21日から8月24日までのみ利用する場合があります。

夏季利用がある場合、2人目以降の月額 2,400 円については、1か月分のみ適用となります。

夏季利用の場合の免除規定については、通常の入所と同様となります。

夏季利用を希望する場合、申請時の入所希望日を「令和8年7月21日」としてください。

(令和8年7月21日から入所希望の方は、令和8年5月15日までに申請してください。)

※利用日数や、月途中での入退所による日割り計算はありません。

♪ 入所決定後の届出について

1 児童クラブでの面談

入所決定通知と一緒に質問票を送付しますので、入所が決定した児童クラブに直接連絡をお願いします。入所前に面談・説明を受けていただきます。

2 利用料金免除申請について

<免除手続き> オンライン申請

免除に該当する方は、必要書類を用意の上、利用開始した月の末日又は要件に該当した月の末日(就学援助の場合は6月末)までに免除手続きをしてください。

対象者	免除手続きに必要な書類
就学援助を受けている世帯	就学援助認定通知書
児童扶養手当の支給世帯	児童扶養手当認定通知書
生活保護世帯	生活保護受給証明書

♪ よくあるお問合せ等

- Q 65歳以上の祖母と同居し、働いていますが、勤務証明書が必要ですか。
→祖母の勤務証明書は不要です。
- Q 母が現時点で就労していませんが、これから働きたいと思っています。
→勤務予定先での勤務証明書又は内定通知書等を用意し、申込みをしてください。
- Q 児童クラブを預け先として、学区外の小学校に通わせることはできますか。
→児童クラブを預け先とした学区外通学はできません。
- Q 下の子の保育所も申込みます。保育所の選考結果次第では児童クラブを利用しないかもしれません。
→復職しないことが確定した時点で、児童クラブの入所申込みを取り下げてください。
- Q オンライン申請がどうしてもできない場合はどうしたらよいですか。
→所定の申請書による紙での申請をしてください。

<提出書類> P2 申請に必要な書類(1)(2)に加え、郡山市放課後児童クラブ入所申請書、児童健康状態等調査票、同意書

<提出窓口> 各公立児童クラブ 午後2時00分～午後6時30分（日・祝日を除く。）

- ◆所定の様式は、郡山市ウェブサイトからダウンロードすることができます。
- ◆市役所こども総務企画課・各公立児童クラブで配布しています。

- Q 児童クラブでは、こどもたちはどのように過ごしますか。

一日の流れ（モデルケース） 学校開校日 例(1年生の場合)



時間	放課後	13:30	14:00	15:00	16:00	17:00	17:30	18:30				
活動内容	開所	ただいま	宿題※	自由遊び	おやつ	自由遊び	外遊び	掃除	お迎え準備	お迎え	さようなら	閉所

★民間放課後児童クラブについて★ ※宿題の時間は設けていますが、個別の学習指導は行っておりません。

市内には、民間事業者が運営する放課後児童クラブがあります。民間放課後児童クラブの一覧は、郡山市ウェブサイトでご確認ください。

※民間放課後児童クラブの詳細及び入所手続き等は、各クラブに直接お問合せください。



お問い合わせ先

【指定管理者】

株式会社 明日葉 郡山事務所

住所：〒963-8011 郡山市若葉町15-5 若葉ビル5-1

電話：024-983-1618

郡山市こども総務企画課

放課後児童サポート係<市役所西庁舎3階>

住所：〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

電話：024-924-3801